

矢板市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震によるコンクリートブロック造、組積造（石造、れんが造等）の塀、その他これらに類する塀（以下「ブロック塀等」という。）の倒壊又は転倒による災害を防止し、市民の安全を確保するため、ブロック塀等の撤去に対し、撤去に係る経費の一部を補助することについて、矢板市補助金等交付規則（平成14年矢板市規則第18号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象地域)

第2条 補助金の交付を受けることができるブロック塀等が存する地域は、矢板市地域防災計画（資料編）の指定避難場所一覧表に定める施設等の半径1,000メートル以内の地域とする。

(補助対象ブロック塀等)

第3条 補助の対象となるブロック塀等（以下「補助対象ブロック塀等」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 道路等（建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路のほか、不特定多数の者が一般の通行の用に供する道をいう。）に面しているもの
- (2) 地盤からの高さが80センチメートル以上のもので、かつ、別表第1又は別表第2に掲げる基準に適合しない項目が1以上あるもの

(補助対象工事)

第4条 補助金交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

- (1) 第2条の規定による地域内に築造された補助対象ブロック塀等を解体し、撤去する工事又は当該補助対象ブロック塀等の高さを80センチメートル以下に減ずる工事であること。
- (2) 補助対象ブロック塀等が築造されている土地の販売を目的とした工事でないこと。
- (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する開発行為に伴う工事でないこと。
- (4) 国、県又は市が行う公共工事等に伴う補償の対象となる工事でないこと。
- (5) 国、県又は市の他の制度の補助金の交付を受けている工事でないこと。

（補助対象者）

第5条 この補助金の交付対象者は、補助対象工事を行うブロック塀等の所有者等で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) この補助金の交付を受けていない者
- (2) 国税、県税及び市税を滞納していない者（補助金の交付を受けようとする者が親族である場合は、当該補助対象ブロック塀を所有する個人においても市税等の滞納のない者に限る。）

（補助金の交付額）

第6条 補助金の額は、当該補助対象工事費用又は撤去を行う補助対象ブロック塀等の総面積に1平方メートル当たり1万円を乗じて得た額のいずれか少ない額の2分の1の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする）とし、10万円を限度とする。

2 補助金の交付は、同一敷地内の補助対象ブロック塀等1箇所につき、1回限りとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象工事の着手前に、矢板市ブロック塀等撤去費補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、添付する書類について、申請者の同意を得て市が保有する公簿等により確認することができる場合は、これを省略することができる。

- (1) 補助対象ブロック塀等の配置図
- (2) 案内図
- (3) 補助対象ブロック塀等が築造されている土地の所有者が確認できる書類
- (4) 申請者と土地所有者が異なる場合は、申請者と土地所有者の関係が確認できる書類及び撤去工事を行うことについて土地所有者から同意を得られていることが確認できる書類
- (5) 施工前の補助対象ブロック塀等の現況写真
- (6) 補助対象工事に係る見積書の写し
- (7) 国税、県税及び市税等の完納証明書等
- (8) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定により申請書が提出されたときは、速やかに当該申請書の内容を審査し、その結果を矢板市ブロック塀等撤去費補助金交付決定通知書（別記様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）又は矢板市ブロック塀等撤去費補助金交付申請却下通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする

（交付申請の変更等）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、申請書の内容を変更又は中止しようとするときは矢板市ブロック塀等

撤去費補助金変更交付申請書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請により交付決定の内容を変更したときは、矢板市ブロック塀等撤去費補助金変更交付決定通知書（別記様式第5号）により、中止を認めるときはその旨を交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、速やかに矢板市ブロック塀等撤去費補助金実績報告書（別記様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事を完了したことが確認できる写真（施行中及び施工後）
- (2) 補助対象工事に係る契約書等の写し
- (3) 補助対象工事に係る領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項に規定する報告は、補助対象工事の完了日から30日以内に行わなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の報告書が提出されたときは、内容を審査し当該補助対象工事が適正に実施されていると認めたときは、補助金の交付額を確定し、当該交付決定者に矢板市ブロック塀等撤去費補助金交付額確定通知書（別記様式第7号。以下「交付額確定通知書」という。）により通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第12条 前条の通知を受けた交付決定者が補助金の交付を請求するときは、矢板市ブロック塀等撤去費補助金交付請求書（別記様式第8号）に交付決定通知書及び交付額確定通知書の写しを添付し、市長へ提出しなければならない

(交付決定の取消・返還)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金について期限を定めてその返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたことが明らかになったとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、矢板市ブロック塀等撤去費補助金交付決定取消通知書（別記様式第9号）により、交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の返還を命ずるときは、矢板市ブロック塀等撤去費補助金返還命令書（別記様式第10号）によるものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

ブロック塀等の点検表 補強コンクリートブロック造

点検項目	点検基準	点検結果		
		適合	不適合	不明
塀の高さ	地盤から2.2メートル以下である。	はい	いいえ	
塀の厚さ	<ul style="list-style-type: none"> ・塀の高さが2メートルを超え、2.2メートル以下の場合は15センチメートル以上ある。 ・塀の高さが2メートル以下の場合には10センチメートル以上ある。 	はい	いいえ	
控壁（塀の高さが1.2メートルを超える場合）	塀の長さ3.4メートル以下ごとに、直径9ミリメートル以上の鉄筋が入った塀の高さの5分の1以上突出した控壁がある。	はい	いいえ	
鉄筋	塀の中に直径9ミリメートル以上の鉄筋が、縦横ともに80センチメートル間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされている。	はい	いいえ	

基礎	コンクリートの基礎がある。	はい	いいえ	
	(塀の高さが1.2メートルを超える場合) 基礎の根入れ深さが30センチメートル以上ある。	はい	いいえ	
傾き・ ひび割れ	傾き、ひび割れない。	はい	いいえ	

別表第2（第3条関係）

ブロック塀等の点検表 組積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）

点検項目	点検基準	点検結果		
		適合	不適合	不明
塀の高さ	地盤から1.2メートル以下である。	はい	いいえ	
塀の厚さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の10分の1以上である。	はい	いいえ	
控壁	塀の長さ4メートル以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控壁がある。	はい	いいえ	
基礎	基礎がある。	はい	いいえ	
	基礎の根入れ深さが20センチメートル以上ある。	はい	いいえ	
傾き・ひび割れ	傾き、ひび割れがない。	はい	いいえ	